

2018 年度の実業報告書
2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで

特例認定 特定非営利活動法人 おおいた成年後見権利擁護支援センター

1 事業の成果

2018 年度は「1.権利擁護支援の地域連携ネットワークの形成」、「2.人材育成による権利擁護支援の地域普及」、「3.権利擁護支援や成年後見制度が身近な問題であることの認識を地域に広める」「4.人材育成の循環化とネットワークを築く」の 4 点を重点項目として進めてきました。

具体的には、権利擁護支援フォーラムやバトン市民後見人養成講座、事例検討と勉強会の開催のほか、「共生社会実現サポートの取組み勉強会」を開催し、質の高い人材の育成に取り組みました。また、権利擁護について地域において理解が深まり、必要な人は誰でも利用できる制度として成年後見制度が認識されるように、制度について分かり易く解説した小冊子を作成し、フォーラムや勉強会等で配布をしました。そしてさらに、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関の役割が担える事業所として行政や地域から認識してもらう目的で、2019 年 2 月 25 日、大分県と一般社団法人共生社会実現サポート機構とんとんとん、一般社団法人権利擁護支援センターたけたねっとの共催で「成年後見制度利用促進に向けた体制整備のあり方勉強会」を開催し、県下 18 市町村のうち 15 市町村の行政職員や包括・社協の職員の方など多くの参加者が集まって、権利擁護支援への理解を深め、ネットワークの形成を行いました。

上記の活動を通し、専門職はもちろん地域住民の権利擁護についての理解が深まり、権利擁護や成年後見制度の利用等に関する相談が増えて、申立支援（申立書の作成支援を含む）を行うことができました。そして、これらを通して、当法人としまでも後見人としての選任を受け、直接的な権利擁護支援を担うことが出来ています。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	事業費の金額(単位：千円)
1. 成年後見事業	【成年後見人としての活動】 法人が財産管理を行い、法人内支援員（市民後見人）が身上の保護を担当した。	(A) 月 2 回 (B) 当法人事業所または訪問 (C) 2 名	(D) 被後見人のうち受託した方 (E) 1 名	129

	成年後見制度を必要な人が、利用できるよう、いつでも、誰でも、相談が出来る窓口を設置した。	(A) 月～金 (B) 当法人事業所 (C) 2名	(D) 大分県内の地域住民・専門職 (E) 2名	
2. 権利擁護 支援事業	【バトンカフェ】 「思いやりのある、心温まる地域」づくりと要支援者の早期発見・早期対応のための居場所づくりとして、誰もが集える場を提供し、顔と顔の見える関係を広げる活動を行った。 ○ためになる話 ○笑いヨガ、ハンドマッサージ ○フリーマーケット ○カレーを一緒に食べる	〈定期〉 (A) 2018年4月～2019年3月（毎月第2日曜日） (B) 臼杵商工会議所1階フロア (C) 7名 〈in 下ノ江〉 (A) 2018年10月28日、4月24日 (B) 下ノ江駅舎 (C) 5人 〈in 津久見〉 (A) 2018年8月27日、12月27日 (B) 津久見市市民ふれあい交流センター (C) 5人	(D) 地域の子どもや高齢者世帯の方々 (E) 20名程度（今年度の参加者合計：302名）	1,030
	【バトン見守り隊事業】 バトンゼミナール・バトン市民後見人養成講座修了者が、見守り支援が必要な方のお手伝いをした。	(A) 月1回または不定期で電話 (B) 当法人事業所 (C) 20名	(D) 何らかの見守り支援が必要な方 (E) 6名	20
	【バトン市民後見人養成講座】 認知症や障がいなどで判断能力が低下した方の権利と財産を守るため、法人内支援員（市民後見人）の育成を行った。	(A) 2018年7月31日～12月25日（16日間 75時間） (B) 津久見市市民ふれあい交流センター (C) 2名	(D) 大分県内の地域住民 (E) 13名	3,240
	【第1回 バトン権利擁護支援フォーラム】 成年後見制度を広く一般の方々にも知ってもらうために、フォーラムを開催した。	(A) 2018年7月22日（日）13：30～16：30 (B) 津久見市民会館 (C) 20名	(D) 日本全国の方々 (E) 121名	
	【バトンゼミナール】 質の良い支援者を育成するために、2ヶ月に1回、事例検討会と勉強会を開催した。	(A) 2018年7月13日、8月17日、9月12日、12月20日、2019年1月24日、3月1日 計6回 (B) 当法人事業所 (C) 3人	(D) 法人内支援員、地域の相談員、社会福祉士、ケアマネ、福祉従事者、権利擁護支援、社会貢献活動に関心のある一般市民等 (E) 58人	101

	【権利擁護支援実践協議会】 地域の関連機関との会議や支援活動、学習会等を行い、権利擁護支援に必要性和その普及を図った。	(A) 2018 年 4 月 27 日 (B) 津久見市民病院 (C) 5 名	(D) 大分県内の地域住民（ケース対象者） (E) 1 名	10
	【バトン図書館】 児童虐待の早期発見や子どもの貧困が言われる中、そこから抜け出すための学力や知識を身につけることを目的に、本を無料で貸し出した。	(A) 月曜～金曜（9 時～17 時まで） (B) 当法人事業所 (C) 2 名	(D) 大分県内の地域住民 (E) 20 件	10
	【バトン講師派遣事業】 良質の学びを提供しできる講師を派遣することで、県内の地域住民の方々の生きる力を育むことに寄与した。	(A) 2018 年 12 月 13 日（木）19 時～ (B) 北海添地区消費者トラブル研修 (C) 2 名	(D) 大分県内の地域住民 (E) 60 名	260
		(A) 2018 年 7 月 31 日、8 月 7 日、8 月 16 日、9 月 25 日、10 月 15 日、10 月 30 日、11 月 5 日、12 月 25 日 (B) 津久見市市民ふれあい交流センター (C) 計 10 名	(D) 市民後見人養成講座受講者 (E) 13 名	
	【総合相談（随時何でも相談）】 バトンカフェで「なんでも相談会」を開催したほか、保健・医療・福祉・権利擁護に関する相談全般を随時、受け付けた。	(A) バトンカフェ開催時 または月曜～金曜（9 時～17 時まで） (B) 当法人事業所（電話・来所）訪問先 (C) 2 名	(D) 大分県内の地域住民 (E) 184 件	10
	【成年後見・労務・社会保険に関する相談（津久見市社協）】 権利擁護と成年後見制度の啓発普及のため、権利擁護と成年後見制度等の困りごとの相談を受けた。	(A) 2018 年 4 月～2019 年 3 月 毎月第 4 水曜日（計 12 回） (B) 津久見市市民ふれあいセンター (C) 2 名	(D) 大分県内の地域住民 (E) 27 件	580
	【「成年後見制度利用促進に向けた体制整備のあり方勉強会」】 権利擁護と成年後見制度の啓発普及のため、行政職員・専門職向けの勉強会を開催した。	(A) 2019 年 2 月 25 日（月） (B) 大分県教育会館 (C) 20 名	(D) 日本全国の行政職員・専門職 (E) 135 名	400
	【地域共生社会の取組み勉強会開催】 権利擁護の啓発普及（自分らしくいきいきと生きる社会づくり）のための勉強会を開催した。	(A) 2019 年 3 月 26 日（火）13：30～16：00 (B) 津久見市民会館 (C) 5 人	(D) 大分県内の地域住民 (E) 32 名	50

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	事業費の金額 (単位：千円)

(備考)

- 1 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。

法人名：特定非営利活動法人 おおいた成年後見権利擁護支援センター

活 動 計 算 書

平成30年4月1日より平成31年3月31日まで
(単位：円)

科 目	金 額		合 計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	36,000		
入会金	15,000	51,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	536,000	536,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	4,752,000		
受取助成金等計		4,752,000	
4. 事業収益			
事業収益計		0	
5. その他収益			
受取利息	3		
その他収益計		3	
経常収益計			5,339,003
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	821,600		
臨時雇賃金	275,600		
人件費計	1,097,200		
(2) その他経費			
賃借料	83,510		
通信運搬費	12,855		
旅費交通費	1,418,353		
印刷製本費	385,926		
消耗品費	1,616,745		
諸謝金	1,080,300		
諸会費	20,000		
研修費	42,016		
保険料	28,000		
支払手数料	2,376		
雑費	53,060		
その他経費計	4,743,141		
事業費計		5,840,341	
2. 管理費			
(1) 人件費			
法定福利費	6,777		
人件費計	6,777		
(2) その他経費			
租税公課	4,050		
地代家賃	696,000		
水道光熱費	69,125		
通信運搬費	189,890		
旅費交通費	104,990		
消耗品費	17,400		
諸会費	5,000		
研修費	37,640		
保険料	4,300		
支払手数料	1,266		
減価償却費	22,784		
雑費	95,273		
その他経費計	1,247,718		
管理費計		1,254,495	
経常費用計			7,094,836
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産			△ 1,177,257
当期正味財産増減額			△ 1,755,833
次期繰越正味財産額			△ 2,933,090

法人名：特定非営利活動法人 おおいた成年後見権利擁護支援センター

貸 借 対 照 表

平成31年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	0		
普通預金	388,764		
流動資産合計		388,764	✓
2 固定資産			
ノートパソコン	147,335		
ワークテーブル	96,187		
固定資産合計		243,522	✓
資産合計			632,286 ✓
II 負債の部			
1 流動負債			
短期借入金	3,562,520		
未払金	2,856		
流動負債合計		3,565,376	✓
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			3,565,376 ✓
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		△ 1,177,257	✓
当期正味財産増減額		△ 1,755,833	✓
正味財産合計			△ 2,933,090 ✓
負債および正味財産合計			632,286 ✓

法人名：特定非営利活動法人 おおいた成年後見権利擁護支援センター

財 産 目 録

平成31年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	0		
普通預金			
普通預金労金2	13,160		
普通預金郵貯	375,604		
流動資産合計		388,764	*
2 固定資産			
ノートパソコン	147,335		
ワークテーブル	96,187		
固定資産合計		243,522	*
資産合計			632,286
II 負債の部			
1 流動負債			
短期借入金	3,562,520		
未払金	2,856		
流動負債合計		3,565,376	*
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			3,565,376
正味財産			△ 2,933,090